

日本語

# がい こく じん 外国人

## ざい りゅう 在留マニュアル

にほん はんざい まこ  
日本で犯罪に巻き込まれず、  
あんぜん あんしん せいかつ おく  
安全安心な生活を送るために。



### 東京都都民安全推進本部



警 視 庁



東京出入国在留管理局

# もくじ 目 次

はじめに

P1

にほん  
日本のルール・マナー

P2～P5

ちゅうい  
注意してほしいにほん  
日本の法律

P6～P10

じてんしゃ の  
自転車に乗るときの注意点

P11～P13

ちゅうい てん  
アルバイトをするときの注意点

P14～P17

さいりゅう  
在留カードについて

P18～P20

ちゅうちょうき さいりゅうしゃ とどけで ぎ む  
中長期在留者の届出義務

P21～P24

こま  
困ったときの連絡先

P25

# はじめに

## とうきょうと せいかつ がいこくじん かた 東京都で生活する外国人の方へ

とうきょうと おお がいこくじん かた せいかつ  
東京都には、多くの外国人の方が生活しています。

がいこくじん かた なか ことば ぶんか せいかつしゅうかん  
しかし、外国人の方の中には、言葉、文化、生活習慣などの  
ちが にほんじん ひと  
違いにより、日本人とトラブルになる人がいます。

にほん ほうりつ し おぼ  
また、日本の法律を知らなかったり、まちがって覚えたり  
き ほうりつ いはん ひと  
することで、気がつかずに法律に違反してしまう人がいます。

とうきょうと がいこくじん かた にほん ほうりつ  
東京都では、外国人の方に日本のルールやマナー、法律を  
ただ りかい あんぜん あんしん せいかつ おく  
正しく理解してもらい、安全で安心な生活を送っていただく  
ため、このマニュアルをつくりました。



# にほん 日本のルール・マナー

## ◆ ごみは、ごみ箱に捨ててください。



ごみを道路などに捨ててはいけません。

## ◆ ごみを出すときのルールを守ってください



ごみを出すときは、**日時・場所・ごみの分別**を守ってください。



粗大ごみを不法投棄しないでください。

ごみを出すルールは区市町村ごとに決まっています。  
確認しましょう。

◆ 賃貸契約書の内容を守ってください。



大家の許可を受けずに、同居人を増やす、ほかの人に部屋を貸す、  
部屋を改装する、犬や猫などのペットを飼うことはできません。  
契約書の内容を守らないと、退去させられことがあります。

◆ 廊下や階段に物を置かないでください。



部屋の外にある廊下や階段は、ほかの人も使います。  
物が置かれていると、火事や地震のときに逃げることができません。

◆廊下や室内で、大声で騒いだり、  
大きな音で音楽を聴かないでください。



大きな声や大きな音は、まわりの人の迷惑になります。

騒がしくしていると、警察に通報され、警察官から注意を受けることがあります。

◆電車やバスの中では、携帯電話で話したり、  
大声で話すことは控えましょう。



電話をする声や大きな声は、電車やバスに乗っている人の迷惑になります。

騒がしくしていると、トラブルになることがあります。

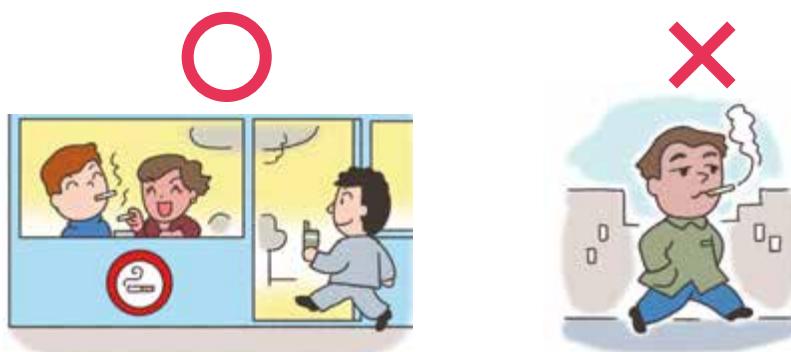
人が生活している場所や、多くの人がいる場所では、  
ルールやマナーを守りましょう。

◆ お酒を飲んだり、たばこを吸ったり  
できる人は、20歳以上の人です。



日本では、20歳未満の人（20歳にならない人）は、  
お酒を飲んだり、たばこを吸ったりすることはできません。

◆ たばこは、喫煙場所で吸ってください。



歩きながらたばこを吸ったり、喫煙場所以外でたばこを  
吸ったりしないでください。

また、たばこを道路などに捨ててはいけません。  
東京都の条例により、屋内施設は原則禁煙です。

# ちゅうい 注意してほしい日本の法律

## ◆定期券、保険証を貸したり借りたりしないでください。



他の人の定期券、保険証、マイナンバーカードを使ってはいけません。

また、自分の定期券、保険証、マイナンバーカードを貸したりしてはいけません。

これは法律違反であり、処罰されます。

## ◆拾った物は交番に届けてください。



拾った財布、お金、カードなどを自分の物にしてはいけません。

これは法律違反であり、処罰されます。

もの 物をなくしたときは、警察に遺失届を提出しましょう。  
な 失くした物が見つかったときに戻ってきます。

## ◆「万引き」は犯罪です。



「万引き」とは、代金を支払わずにお店から商品を持って帰る行為です。

盗む、運ぶ、見張る、逃げるのを助ける行為のすべてが犯罪になります。

日本のお店には、防犯カメラが設置されていますし、警備員が巡回しています。

万引きは絶対にやってはいけません。

## ◆置いてある他人の自転車に乗っていかないでください。



駅や道路に置いてある自転車に乗って持ち去ってはいけません。

これは法律違反であり、処罰されます。

## ◆他人の畑の野菜や果物、家畜を盗んではいけません。

## ◆許可なく川や海で魚や貝を捕ってはいけません。

◆ 危険物を持ち歩かないでください。



理由なくナイフなどの危険物を持ち歩いてはいけません。

これは法律違反であり、処罰されます。

次のことは、危険物を持ち歩く理由になりません。

- 身を守るために持つこと
- 便利だからと思い持つこと
- ファッションと考えて持つこと
- 仕事やキャンプで使った後、片づけるのが面倒だからと鞄などに入れたままにしておくこと

◆ 違法な薬物の所持・使用は犯罪です。



日本では、次のような薬物を所持・使用することはできません。

- 覚醒剤
- 大麻（マリファナ）
- コカイン
- ヘロイン
- MDMA
- 危険ドラッグ など

例え1回だけの使用でも犯罪になります。

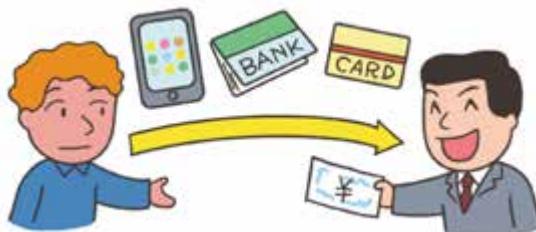
絶対に所持したり、使用したりしてはいけません。

また、日本国内に持ち込むことも犯罪です。

つぎ こうい はんざい  
◆次の行為は犯罪です！

かんたん もう さそ  
簡単で儲かるといった誘いには  
ぜつたい 絶対にのらないでください！

- けいたいでんわ つうちょう たにん う ゆづ  
●携帯電話、キャッシュカード、通帳を他人に売る、譲る。



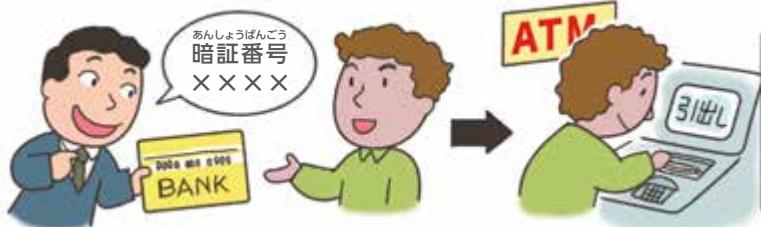
- けいたいでんわ ぎんこうこう ざ たにん けいやく  
●携帯電話、銀行口座を他人のために契約する。



- とう たにん しよう  
●インターネット等で他人のクレジットカードを使用して、  
しょうひんとう ちゅうもん しよう  
商品等を注文する。



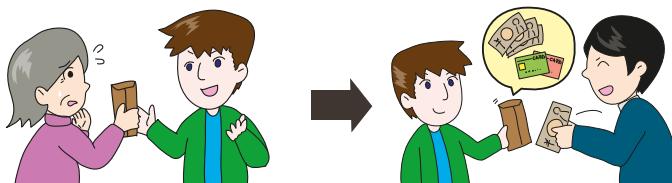
●他人のキャッシュカードを使って、お金をあおる。



●宅配便を他人の名前で受け取る。また、受け取った荷物を依頼人に渡したり、指定された場所に転送する。



●入っている物が分からない封筒や荷物を他人から受け取り、依頼人に渡す。



ちゅうい  
注意してください！

こうい　　はいご　　はんざい　そしき　　ひそ  
このような行為の背後には犯罪組織などが潜んでいます。

はんざい　　いしき  
あなたに犯罪をする意識がなくても、

はんざい　そしき　きょうりょく  
犯罪組織に協力したことになります。

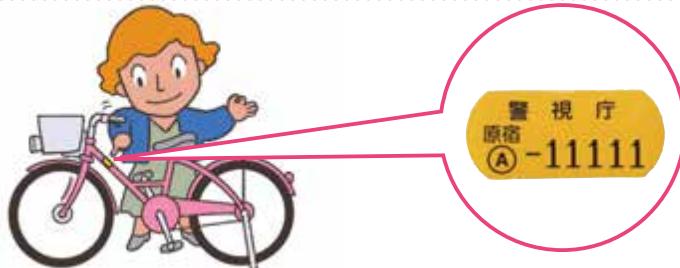
かんたん　もう　さそ  
簡単で儲かるからと誘われても、

かか　　ぜったい  
関わることは絶対にやめましょう！



# じてんしゃの 自転車に乗るときの注意点

◆自転車を買ったときやもらったときは、  
防犯登録の手続をしてください。



自転車を買ったとき ▶ 防犯登録の新規登録が必要です

自転車をもらったとき ▶ 防犯登録の名義変更が必要です

防犯登録の手続は、「自転車防犯登録所」の看板が掲げてある自転車販売店などでできます。  
防犯登録の名義変更には、手数料、在留カード、自転車防犯登録カード（お持ちの方）が必要になります。

◆自転車は駐輪場に停めてください。

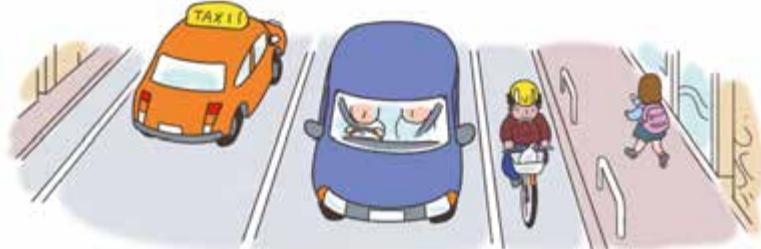


自転車を駐輪場に停めず、駅などに勝手に駐輪すると、撤去されます。  
撤去された自転車を返してもらうには、撤去料金を支払う必要があります。

にほん くるま おな ほうりつ  
◆日本では、車と同じ法律が  
じてんしゃ てきよう  
自転車にも適用されます！

じてんしゃ あんぜん りょう  
自転車を安全に利用するための5つのルール

① じてんしゃ しゃどう げんそく ほどう れいがい  
自転車は、車道が原則、歩道は例外

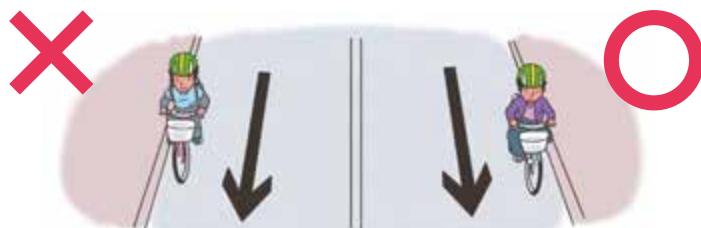


ただし、次の場合は歩道を通行することができます。



- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転している場合
- 道路工事等で車道の左側通行が困難な場合

② しゃどう ひだりがわ つうこう  
車道は左側を通行



じてんしゃ しゃどう つうこう  
自転車で車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。  
みぎがわ つうこう ひだりがわ つうこう  
右側通行は禁止です。

### ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



自転車で歩道を通行する場合は、車道寄りの部分をすぐに止まることができる速度で走ってください。  
歩行者の通行を妨げるような場合は、必ず一時停止してください。

### ④ 安全ルールを守る



飲酒運転の禁止



二人乗りの禁止



並進（横に並んで走ること）の禁止



傘差し運転の禁止



夜間はライトを点ける



交差点では信号を守り、一時停止する

### ⑤ ヘルメットを着用

東京都では、自転車を利用するときは、ヘルメットの着用を推奨しています。



◆東京都内で自転車を利用する場合、対人賠償事故に備える保険等に加入している必要があります。

# アルバイトをするときの注意点

## ◆アルバイトをするときは、

じ ぜん し かくがい かつどう きょ か う

**事前に資格外活動許可を受けてください。**



がいこく じん かた しゅつにゅうこくかん り およ なん みん にん てい ほう さだ  
外国人の方は、出入国管理及び難民認定法で定められている在留  
し かく はんい ない に ほん しゅうろう みと  
資格の範囲内で、日本での就労が認められています。

つぎ ば あい じ せん し かくがい かつどう きょか う  
次のような場合は、事前に資格外活動許可を受けてください。

- 在留資格「留学」、「家族滞在」など、日本での就労が認められていない方がアルバイトをする場合



- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」など、日本での就労が認められている方が、在留資格に定められた活動のほかに

アルバイトをする場合

ちゅうい  
**注意してください！**

し かくがい かつどう きょ か  
資格外活動許可には、時間などの制限があります。

し かくがい かつどう きょ か う  
資格外活動許可を受けずにアルバイトをしたり、

せいげん まも  
制限を守らずにアルバイトをしてはいけません。

ほうりつ いはん しょばつ  
これは法律違反であり、処罰されたり、

きょうせいそくかん  
強制送還されることがあります！



NO!

## ◆アルバイトをする際は、 週 28 時間を超えて働かないでください。

じかん  
28 時間

+

じかん  
20 時間

=

じかん  
48 時間



じかん い ない  
28 時間以内に！

しょい じょう  
2か所以上でアルバイトをする場合も、合計で28時間を超えては  
いけません。

さいりゅうし かく  
さいりゅうがく  
かた  
がくそく  
さだ  
ちょうさきゅうかちゅう  
なつやす  
ただし、在留資格「留学」の方は、学則で定める長期休暇中（夏休  
み、冬休み等）は1日8時間（ただし週40時間以内）まで働くこと  
ができます。

## ◆アルバイトをする際は、 風俗店で働かないでください。



つぎ  
次のような場所ではアルバイトできません。

●お客様の接待をして飲食させるスナック、キャバレー、パブ、

キャバクラ、ホストクラブなど ●ゲームセンター

●麻雀店 ●パチンコ店 ●ラブホテル ●テレホンクラブ

●出会い系 ●アダルトグッズ販売店

●アダルトビデオ販売店 ●個室型ビデオ店 ●デリバリーヘルス

このような場所では、清掃員、皿洗い、ウェイター、ホールスタッフなど  
として働くこともできません。

## ◆アルバイトをする際は、 風俗店と類似する店に注意してください。



性的サービスのあるマッサージ店や、お客様の隣に座り、会話をしたりお酒をついだりする接待行為がある飲食店で働いてはいけません。お店の人が大丈夫と言っても、信じてはいけません。風俗店と知らないで働いていたとしても、処罰されたり、強制送還されることがあります。

## ◆学校を辞めた後、アルバイトはできません。



留学生の方が退学、除籍などで学校を辞めた後は、アルバイトはできません。

在留資格や資格外活動許可の期間が残っていても、アルバイトはできません。

学校を辞めた後にアルバイトをしていると、処罰されたり、強制送還されることがあります。

## ◆登録料を求めるアルバイトに注意してください。



外国人の方にアルバイトを紹介すると嘘を言い、登録料としてお金  
をだまし取る犯罪があります。

登録料や紹介料などと言ってお金を求める人には注意して  
ください。

## ◆許可等を受けずに自分の家を宿泊施設と して有料で提供しないでください。



お金を受け取って旅行者などを自宅に泊めるときは、保健所等の  
許可を受けたり、都道府県や区市町村に届出をする必要があります。  
許可等を受けずに宿泊施設を営業すると、処罰されます。

# 在留カードについて

外出するときは、必ず在留カードを携帯してください。



必ず携帯

在留カードは、日本に中長期間滞在する外国人の方に交付されるものです。

在留カードは、必ず持つていなければなりません。  
在留カードを持っていないことは法律違反であり、  
罰金を支払うことがあります。

パスポートや保険証など別の身分証明書を持っていたとしても、  
在留カードを持っていなければなりません。

在留カード交付の対象となる方（「中長期在留者」といいます）  
は、次の①～⑥のいずれにも当てはまらない方です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された方
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された方
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された方
- ④ 「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤ 特別永住者の方
- ⑥ 在留資格を有しない方

◆ 警察官、出入国在留管理庁の職員等から  
在留カードの提示を求められたときは、  
在留カードを提示してください。



外国人の方は、警察官などから在留カードの提示を求められたときは、在留カードを提示する義務があります。  
警察官などの求めを拒んで在留カードを提示しなければ、処罰されます。

◆ 在留カードには有効期間があります。



● 在留資格「永住者」・「高度専門職2号」の方

16歳以上の方

16歳未満の方

● 在留資格「永住者」・「高度専門職2号」以外の方

16歳以上の方

16歳未満の方

こうどせんもんしょくごうかた

交付の日から7年間

16歳の誕生日まで

こうどせんもんしょくごういがいかた

在留期間の満了日まで

ざいりゅうきかんまんりょうびまたさいたんじょうび

在留期間の満了日又は16歳の誕生日

のいずれか早い日まで

ざいりゅう な  
◆在留カードを失くしたら、すぐに  
しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう さいこうふ しんせい  
**出入国在留管理庁で再交付を申請してください。**



さいこうふ しんせい ばあい ふんしつ しょうめい いしつ とどけでしょうめいしょ  
再交付を申請する場合、紛失を証明するもの（**遺失届出証明書**、  
とうなんとどけでしょうめいしょ さいしょうめいしょ  
**盜難届出証明書**、**り災証明書**など）やパスポート、写真が必要です。  
しゃしん ひつよう  
お近くの出入国在留管理局に事前に聞きましょう。

ちか しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく じせんき  
14日以内に申請しなければ、処罰されることがあります。

ざいりゅう か わた  
◆在留カードを貸さない、渡さないでください。



か  
貸さない！  
わた  
渡さない！

あくよう し じぶん ざいりゅう か わた  
悪用されると知って、自分の在留カードを貸したり、渡したりして  
はいけません。  
たと しきょう ざいりゅう か  
例え失効した在留カードであっても、貸したりしてはいけません。  
ほうりつ いほん しょばつ きょうせいそうかん  
これは法律違反であり、処罰されたり、強制送還されることがあります。

ぎぞう へんぞうざいりゅう き つ  
**偽造・変造在留カードに気を付けてください！**

こうし もくでき ぎぞう へんぞう ざいりゅう も  
行使の目的で偽造・変造された在留カードを持っている  
がいこくじん かた ざいりゅう しかく かた  
外国人の方は、在留資格がある方であっても、  
しょばつ きょうせいそうかん  
処罰されたり、強制送還されることがあります！



# ちゅうちょうきざいりゅうしゃ とどけで ぎ む 中長期在留者の届出義務

ちゅうちょうきざいりゅうしゃ かた にほん じゅうしょ しょぞく  
◆中長期在留者の方は、日本の住所や所属している  
きかん かいしゃ みせ がっこうとう くしちょうそん  
機関（会社、お店、学校等）などを区市町村や  
しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう とど で ぎ む  
出入国在留管理庁に届け出る義務があります。



ちゅうちょうきざいりゅうしゃ かた しゅつにゅうこくかんり およ なんみんにんてい ほう さだ  
中長期在留者の方は、出入国管理及び難民認定法で定められている  
とどけで 届出をしなければなりません。

- 住所地 氏名、生年月日、国籍・地域、性別
- 所属機関（活動機関、契約機関）※
- 配偶者との離婚、死別 ※
- ※ 所属機関や配偶者に関する届出は対象者が決まっています。  
届出の義務を履行しなかったり、嘘の届出をしたりすると、  
処罰されたり、在留資格が取り消されたりすることがあります。

とどけで ぎ む り こう  
届出の義務を履行していないと、

- 在留資格変更許可申請
  - 在留期間更新許可申請
  - 永住許可申請
- の際、消極的に評価され、不利益な処分を受けることがあります。

◆ 日本に入国後、住む場所が決まったり、  
住む場所を変更したら、必ず 区市町村に  
新しい住所を届け出してください。



住所が決まる



住所が変わる

区市町村に新しい住所を届け出るときは、在留カードが必要です。

◆ 結婚等して、氏名、生年月日、国籍・地域、  
性別を変更したときは、すぐに  
出入国在留管理庁に届け出してください。



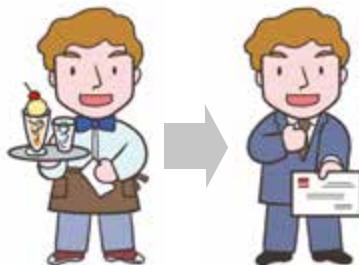
氏名や  
国籍等が変わる

出入国在留管理庁に届け出るときは、旅券、写真、在留カードの  
ほかに、氏名などが変わったことを証明する資料が必要です。

がっこう や  
◆学校を辞めたり、会社を変更したときは、  
しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう とど  
すぐに入出国在留管理庁に届け出してください。



そつぎょう しんがく  
卒業、進学、  
へんじゅう たいがくとう  
編入、退学等



てんしょく たいしょくとう  
転職、退職等

とどけで ぎ む  
届出の義務があるのは、次の在留資格の方たちです。  
きょうじゅ こう ど せんもんしょく けいせい かん り ほうりつ かいけいぎょうむ い りょう きょういく  
教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、  
きょうないん きん ぎ のうじゅう りゅうがく けんしゅう けんきゅう  
企業内転勤、技能実習、留学、研修、研究、  
ぎじゅつ じんぶん ち しき こく さいぎょうむ かい ご こうぎょう ぎ のう とくてい ぎ のう  
技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能

とどけで ぎ む  
届出の義務があるのは、次の事由です。

- 学校や会社など、活動する機関の名称変更、所在地変更、消滅
- 学校や会社など、活動する機関からの離脱、移籍
- 会社など、契約した機関との契約終了、新たな契約の締結

とどけで ぎ む り こう  
届出の義務を履行しなかったり、嘘の届出をしたりすると、  
しょばつ  
処罰されます。

◆在留資格「家族滞在」、「日本人の配偶者等」、  
「永住者の配偶者等」で在留中の方は、  
配偶者と離婚、死別したときは、すぐに出入国  
在留管理庁に届け出てください。



りこん  
離婚、  
しへつ  
死別

届出の義務があるのは、配偶者としての活動が在留資格の基礎となっている方です。それ以外の方は対象ではありません。  
配偶者の方と離婚したり、死別したときは、区市町村への届出（離婚届、死亡届）だけでなく、必ず出入国在留管理庁への届出も必要です。  
届出の義務を履行しなかったり、嘘の届出をしたりすると、処罰されます。

◆所属している機関の変更などの届出、配偶者と離婚・死別したときの届出は、インターネットからもできます。

けんさく  
こちらを検索してください。

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょうでんじとどけ  
出入国在留管理庁電子届出システム

けん  
檢  
さく  
索

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html)



こま

れんらくさき

# 困ったときの連絡先

きんきゅうじ

## 緊急時

じけん じこさい  
事件・事故の際は

でんわ 電話 110

かじ びょうきさい  
火事・病気・けがの際は

でんわ 電話 119



ざいりゅうしかくとう そうだん

## 在留資格等の相談は…

がいこくじんざいりゅうそうごう  
外国人在留総合インフォメーションセンターへ

でんわ 電話 0570-013904

(平日 8時30分～17時15分)

えいご カンニョクご ちゅうごくご ご ご  
英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、  
タガログ語、ベトナム語に対応！

がいこくじん ざいりゅう かん そうだん

## 外国人の在留に関する相談は…

がいこくじんざいりゅうしえん  
外国人在留支援センター (東京入管) へ

でんわ 電話 03-5363-3025 (予約専用)

(平日 9時00分～17時00分)

予約フォーム [http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc\\_2.1.html](http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc_2.1.html)

住所：東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー13F



せいかつ そうだん

## 生活の相談は…

どうきょうとがいこくじんそうだん  
東京都外国人相談へ

相談言語	相談日	電話
英語	月曜日～金曜日	03-5320-7744
中国語	火曜日・金曜日	03-5320-7766
韓国語	水曜日	03-5320-7700

【相談時間】 9時30分～12時00分、13時00分～17時00分



# がいこくじんざいりゅう 外国人在留マニュアル



このマニュアルは、いろいろな言語に翻訳して  
います。

とうきょうと とみん あんぜん すいしん ほんぶ  
東京都都民安全推進本部のホームページから、  
むりょう  
無料でダウンロードできます。

がいこくじんざいりゅう  
外国人在留マニュアル

検索



<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/chian/chiankaizen/gaikokujin/zairyuumanyuaru/index.html>

発行：東京都都民安全推進本部 総合推進部 治安対策課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
☎ 03-5388-2279

2022年3月発行

リサイクル適性Ⓐ  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

日本語版

印刷物登録番号

( 3 ) 40